

ひかり回線サービス サービス特約

第1条(「ひかり回線サービス」の提供)

1. このサービス特約(以下「本特約」といいます。)は、株式会社イージェーワークス(以下「当社」といいます。)の別途定めるひかり回線サービス サービス約款(以下「本サービス約款」といいます。)、および「ひかり回線サービス」重要事項説明書(以下「本重要事項説明書」といいます。)に対する特約です。当社は、本サービス約款および本特約に基づき、「ひかり回線サービス」、「ひかり回線サービス 10 ギガ」、「ひかり回線サービススリム」サービス(以下「本サービス」と総称します。)を提供しています。
2. 本特約と、本サービス約款または本重要事項説明書の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本特約が優先します。

第2条(本特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本サービス会員(その意味は本サービス約款第3条第2項第2号に定めます。)に通知することにより、本特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員から本サービス約款第17条に基づく本サービス契約(その意味は本サービス約款第3条第2項第1号に定めます。)の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第3条(工事費等無料キャンペーン)

1. 本サービス約款 別表 2(ひかり回線サービス サービス・料金一覧) 1.1.(初期費用)の規定にかかわらず、1.1.1.(事務手数料)および1.1.2.(新規開通工事費)については、当面の間、無料とします。ただし、開通月の末日時点で本サービス契約が継続している場合に限りです。
2. 本重要事項説明書 5.1.4.(初期費用(税込))、および 8.(契約期間と違約金について)の規定にかかわらず、5.1.4.のうち、新規にアクセス回線を敷設する場合の事務手数料および工事費、アクセス回線を転用する場合の事務手数料、および他社コラボレーション事業者から事業者変更する場合の事務手数料、ならびに 8.に規定する新規にアクセス回線を敷設する場合の標準工事費、及び事務手数料については、当面の間、無料とします。ただし、開通月の末日時点で本サービス契約が継続している場合に限りです。
3. 前二項に規定する無料キャンペーンの期間内に本サービス契約を締結した本サービス会員に対しては、キャンペーン終了後も、前二項に規定する工事費等を当社から請求することはありません。

2022 年 7 月 1 日施行

2025 年 4 月 1 日改定